

ニホンジカの近年の動向

1. 生息状況

(1) 分布状況

分布域は、特に北海道・東北地方や北陸地方において急速に拡大していることが示され、2014（平成 26）年度の調査結果によれば、ニホンジカが分布していないのは茨城県のみで、1978（昭和 53）年度から 2014（平成 26）年度までの分布区画数の増加率は 146%、この 36 年間でシカの分布区画数は 2.46 倍に増えていた（株式会社野生動物保護管理事務所, 2015、図 1）。また、かつてから分布していた、関東山地から八ヶ岳、南アルプスにかけての地域や近畿北部、九州では、高い生息密度の状態であると推定された（図 2）。

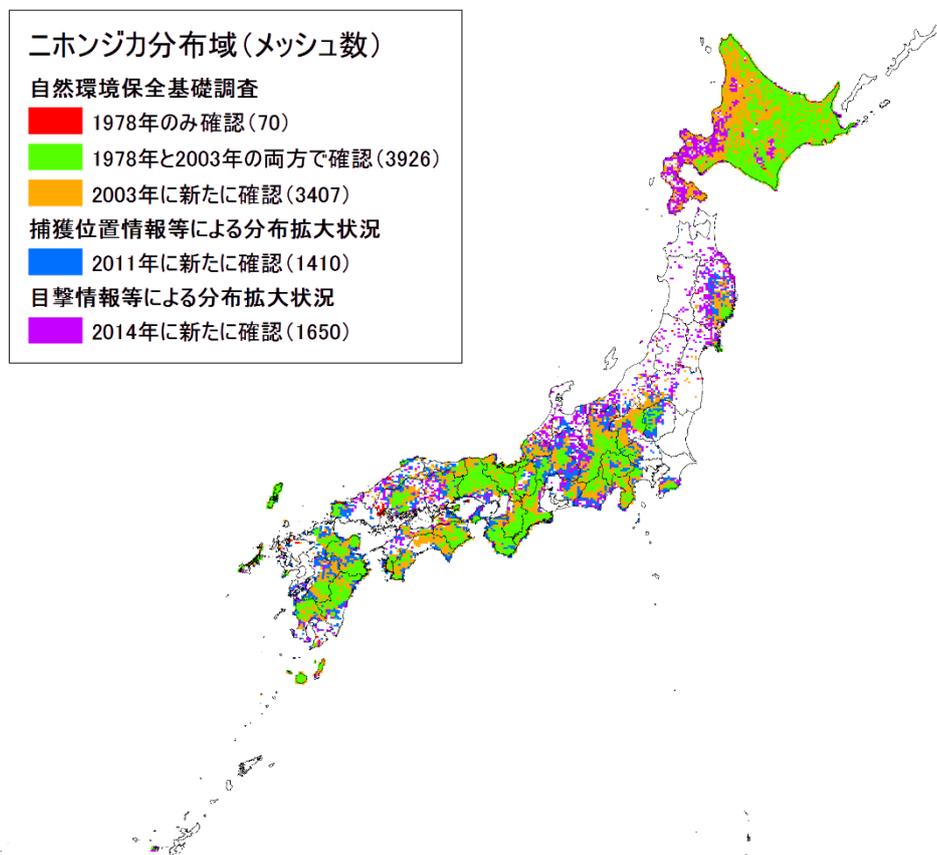


図 1 ニホンジカの分布状況
(環境省, 2015)

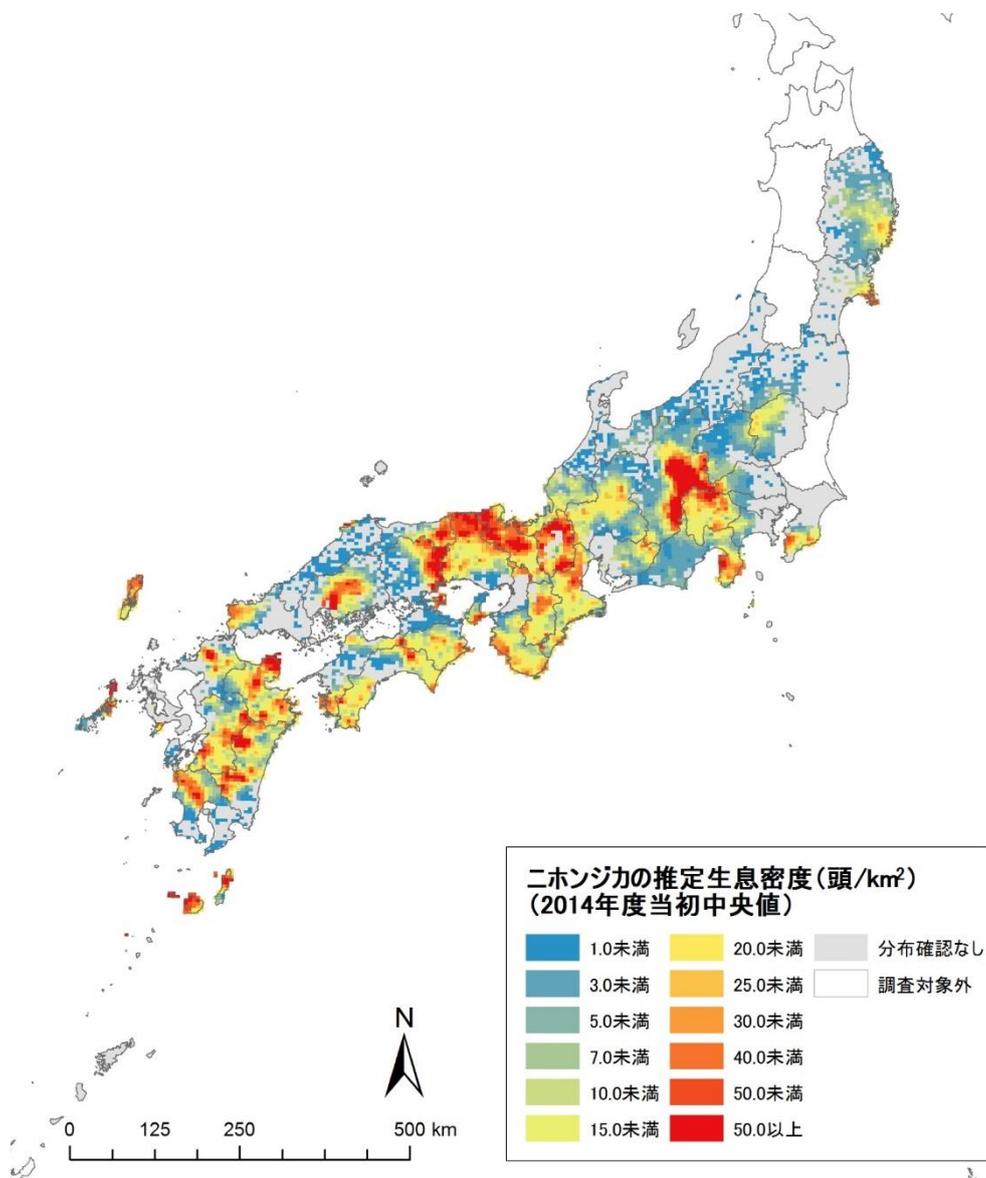


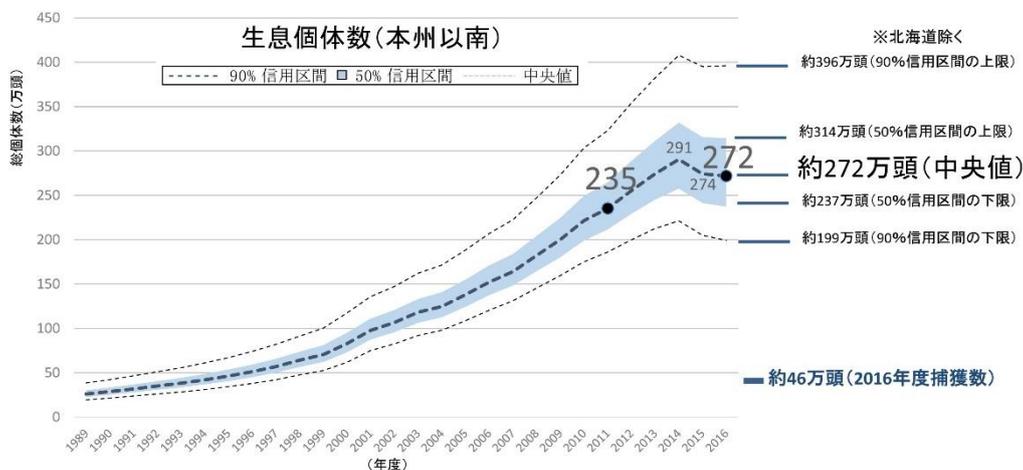
図2 ニホンジカ密度分布 (2014年度当初、中央値)
(環境省, 2015)

(2) 推定個体数

1989(平成元)～2016(平成 28)年度の捕獲数等から全国の個体数推定を行ったところ、全国のニホンジカ(本州以南)の個体数は、中央値で約272万頭(2016(平成28)年度末)となった(図3)。

現状の捕獲率を維持した場合、および2023(平成35)年度の生息数目標(ニホンジカの個体数を2011(平成23)年度の個体数から半減)を達成するために必要な2019(平成31)年度以降の捕獲率について将来予測を行ったところの中央値は、捕獲率を維持した場合2023(平成35)年度には207万頭となり、捕獲率を2017(平成29)年度の1.45倍とした場合2023(平

成 35) 年度には 117 万頭となり、2011(平成 23) 年度の約 1/2 となった (図 4)。



※平成28(2016)年度の自然増加率の推定値は中央値1.16 (90%信用区間: 1.08-1.25)
 (参考) 平成28(2016)年度の北海道の推定個体数は約47~55万頭 (北海道資料)

図 3 ニホンジカ生息個体数推定値の推移
 (環境省, 2018)

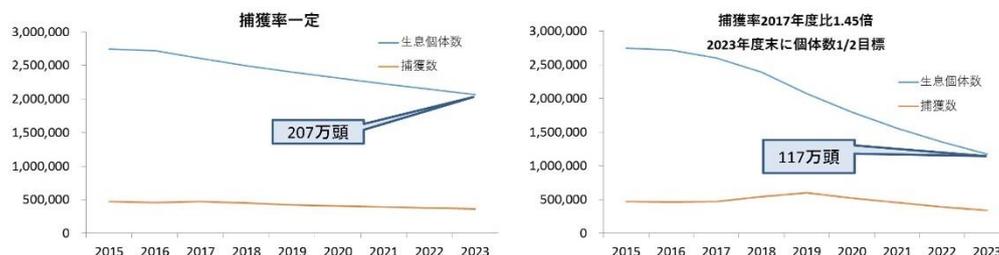


図 4 将来予測

2016 (平成 28) 年度の捕獲率維持 (左)、捕獲率を 2016 (平成 28) 年度の 1.45 倍 (右)
 (環境省, 2018)

(3) 特定計画に見られる都道府県毎の個体数 (推定値) の動向

前特定計画期間と比較して、個体数の増加傾向を示した計画割合は減少し、横ばい、減少傾向を示した計画割合が増加した (図 5、6)。

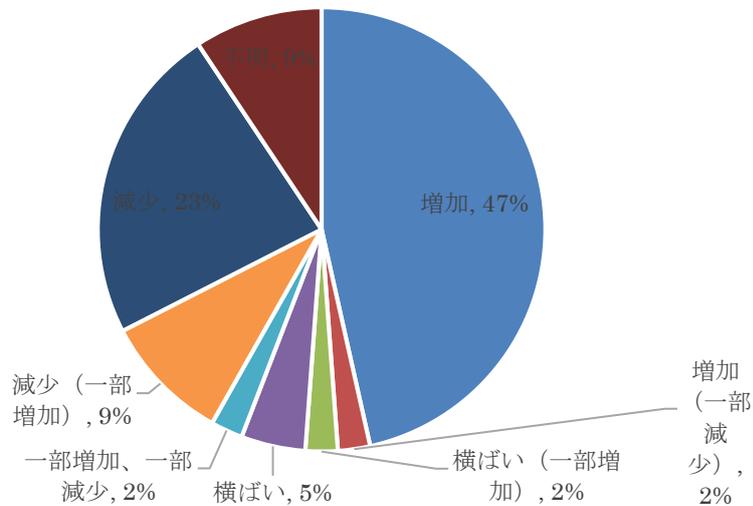


図5 第11次鳥獣保護事業計画期間の生息動向（第12次鳥獣保護事業計画期間の特定計画に記載されている過去5年の生息動向）

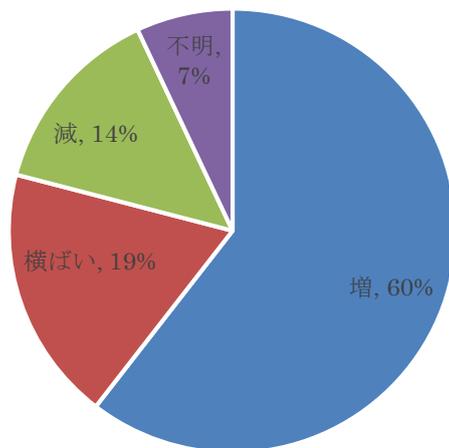


図6 第10次鳥獣保護事業計画期間の生息動向（平成26年度に実施した環境省事業による階層ベイズ法推定結果に基づく生息動向）

2. 捕獲状況

近年、ニホンジカの狩猟による捕獲数は増加傾向であり、2012（平成24）年度をピークに2013（平成25）年度はやや減少した（図7）。一方、許可捕獲（被害防止目的の捕獲、特定計画に基づく数の調整目的の捕獲）による捕獲数は増加し、総捕獲数は増加し続けている。2010（平成22）年以降は許可捕獲が全体の半数以上を占めるようになった。

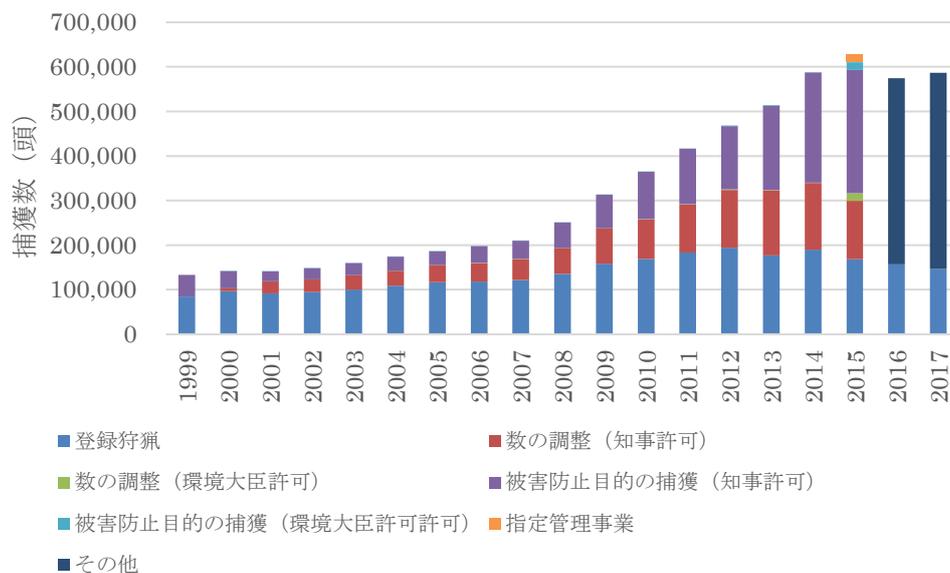


図7 ニホンジカの狩猟、許可捕獲、指定管理事業別捕獲数
(鳥獣関係統計より作成、2016・2017 値は暫定値)

3. 被害状況

農林水産省によれば、近年の獣類による農作物被害金額のうち、全体の3割以上がニホンジカによるものである。ニホンジカによる農作物被害面積は、2006（平成18）年度以降は増加の傾向を示し、2012（平成24）年度頃で高止まり、以降微減となっていた（図8、9）。農地面積は近年減少傾向にあるため、被害の評価の際は農地面積の推移を勘案して行う必要がある。

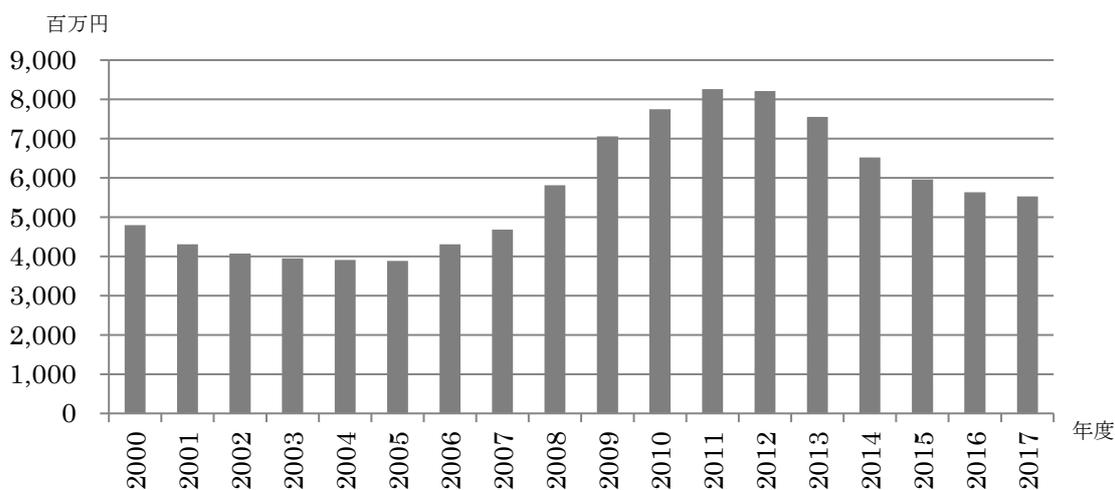


図8 ニホンジカによる農業被害金額の推移 (百万円)
(農水省 HP データより作成)

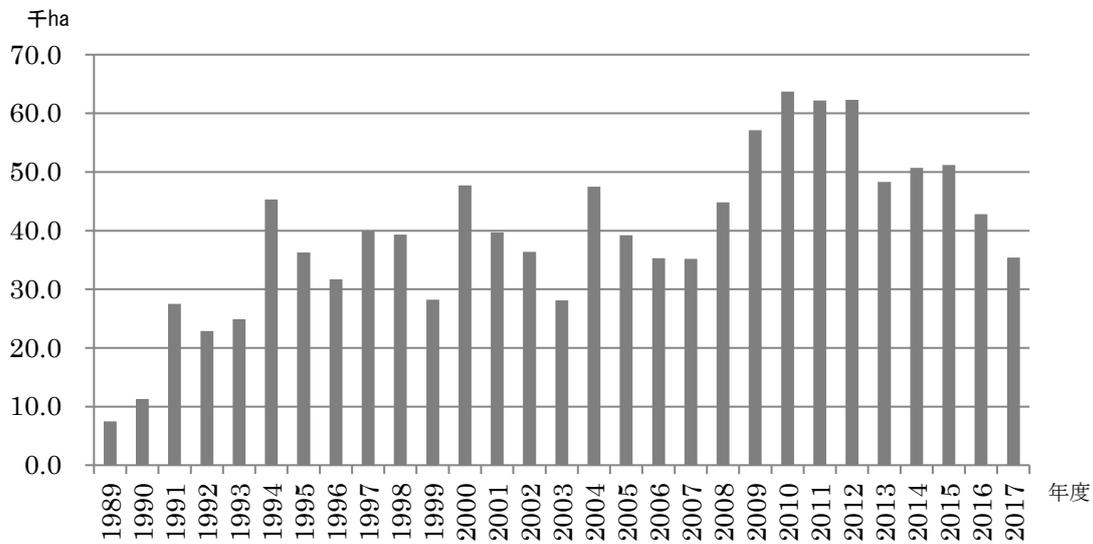


図9 ニホンジカによる農業被害面積の推移（千ha）
（農水省HPデータより作成）

ニホンジカによる森林被害面積は、獣類による森林被害面積の約3/4を占める。森林被害面積は、1999（平成11）年度から2005（平成17）年度までは横ばい傾向にあったが、2006（平成18）年度以降は再び増加傾向を示し、2014（平成26）年度をピークに推移している（図10）。

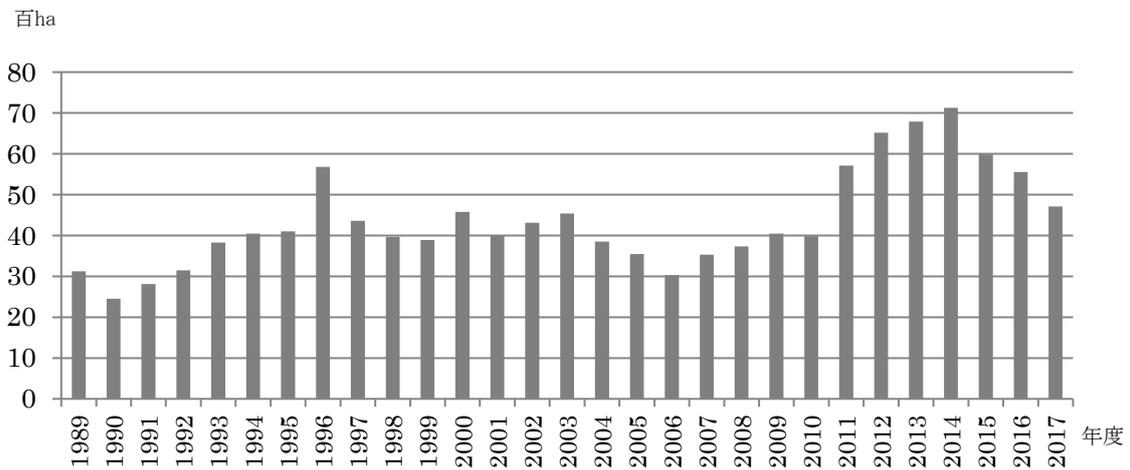


図10 ニホンジカによる林業被害面積（百ha）
（林野庁HPデータより作成）

4. 状況の多様化

特定計画制度の運用開始から時間が経過するにつれ、都道府県間で取り組み状況や生息状況について差が見られるようになってきた。さらに分布拡大などの影響も伴い、ニホンジカの状況は各地で多様化している。また、法改正により指定管理事業及び認定事業者制度など新たな制度が導入され、ニホンジカ施策については、「保護」に対する規制緩和に加え、より積極的な「管理」に係る対策がされている。

●生息動向の多様化

- ・ 依然、減少傾向に至らない地域が存在する。
- ・ 減少傾向にあるものの、捕獲数が不足する地域が存在する。
- ・ 東北地域など、分布拡大（回復）が進行し、新たに管理が求められる地域が存在する。

●積極的な「管理」

- ・ 狩猟制度の緩和に加え、指定管理事業及び認定事業者制度など、より積極的な管理がニホンジカ対策のトレンドとなっている。
- ・ 指定管理事業をはじめとして、捕獲区分（狩猟・許可捕獲・指定管理事業）ごとの実施目的（レジャー等・農林業被害等の防止・生息数や分布の拡大抑制）や実施主体（狩猟者・駆除班及び捕獲班・認定鳥獣捕獲等事業者）が多様化した結果、運用が複雑になっている。